

# 桜井駅跡

一般府道桜井駅跡線自歩道整備工事に伴う発掘調査

大阪府教育委員会



# 桜井駅跡

一般府道桜井駅跡線自歩道整備工事に伴う発掘調査

大阪府教育委員会

## はじめに

大阪府の東北端にある三島郡島本町は、西は高槻市、南は淀川を境界として枚方市と接しています。一方、東や北、東南部は京都府と隣接しています。この府境は、淀川を挟んで、北には天王山、南には牛駒山地の延長となる男山丘陵が迫っているため、山崎狭隘部とも呼ばれる地形です。京都盆地と大阪平野を結ぶ接点にあたり、地理的な重要性が高いため、古くより交通の要衝でした。

本発掘調査の遺跡名称である「桜井駅跡」は、中世に楠木正成が足利尊氏軍との湊川での戦いに向かう途中、西国街道の桜井駅で嫡男の正行を河内国に帰らせたとする『太平記』の記事に出来ています。また、『続日本紀』の和銅4（711）年の記事に現れる山陽道の「大原駅」も近くに存在したとされるように、この島本町周辺は古代より駅が設けられ、歴史的にも重要な地域であったと思われます。

現在、桜井駅跡周辺は、西国街道とJR東海道本線がほぼ平行して走り、その間には「桜井駅跡」（楠木正成伝承地）が国指定史跡として保存され、地域の憩いの場としても活用されています。この国史跡の南接地にJR新駅の設置、および新駅に連結する一般府道桜井駅跡線など関連道路の自歩道整備工事計画が持ち上がりました。このため、本府教育委員会は、平成17年度より新駅関連道路整備工事用地の発掘調査を実施しております。本年度は、一般府道桜井駅跡線の自歩道整備事業に伴う最後の発掘調査となりましたが、一連の発掘調査により桜井駅跡周辺の歴史がより具体的にわかってまいりました。

最後になりましたが、調査にあたっては、島本町教育委員会、大阪府都市整備部、地元自治会をはじめとする関係各位、関係諸氏にご協力をいただきました。深く感謝し、今後とも文化財保護行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

大阪府教育委員会事務局

文化財保護課長 富尾 昌秀

## 例　言

- 1 本書は、平成19年度に、大阪府教育委員会が、大阪府都市整備部の依頼を受け、一般府道桜井駅跡線自歩道整備工事に伴って実施した、大阪府三島郡島本町桜井1丁目所在桜井駅跡の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は、文化財保護課 調査第一グループ 主査 岡本敏行、副主査 小浜成が担当した。遺物整理は、調査管理グループ 主査 三宅正浩、技師 藤田道子を担当者として実施した。
- 3 発掘調査、遺物整理及び本書の作成に要した経費は、すべて大阪府都市整備部が負担した。
- 4 調査の実施にあたっては、島本町教育委員会、大阪府都市整備部をはじめとする諸機関、関係諸氏の協力を得た。
- 5 調査番号は、07003・07029である。
- 6 本書の執筆・編集は、小浜が担当した。
- 7 本書は、300部を作成し、一部あたりの単価は357円である。

## 目　次

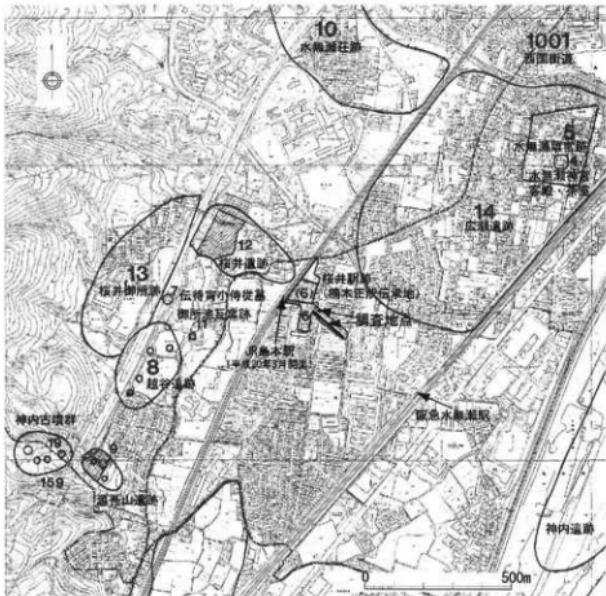
はしがき	
例言	
第1章 歴史的・地理的環境	3
第2章 既往の調査	4
第3章 調査の成果	5
第1節 調査の経過	5
第2節 基本層序と時期	5
第3節 遺構と遺物	9
第4章 総括	12
写真図版	
抄録	

## 第1章 歷史的・地理的環境

大阪府の東北端にある三島郡島本町は、西は高槻市、南は淀川を境界として枚方市と接し、東西や北、東南部は京都府と隣接している。とくに、府境は、淀川を挟んで、北に天王山、南に生駒山地の延長となる男山丘陵がせまる地形から、山崎狭隘部とも呼ばれる地形環境にある。しかしながら、島本町は、京都盆地と大阪平野を結ぶ接点にあたる地理的特性から、古くより交通の要衝であった。その名残は、現在も揖津と京都を結び、町域を横断する西国街道として認められる。なお、西国街道の前身は、京と大宰府を結び、官道としての役割を果たした古代山陽道である。また、当地は、奈良時代の東大寺領莊園である水無瀬莊や中世の後鳥羽上皇の水無瀬離宮が設けられたことでも知られる。

遺跡名称の「桜井駅跡」は、楠木正成が足利尊氏軍との湊川での戦いに向かう途中、西国街道の桜井駅で嫡男の正行を河内国に帰らせた太平記の記事に由来する。この桜井駅とともに、古代には『統日本紀』の和銅4（711）年の記事に表れる山陽道の大原駅が付近にあったとする説もあるように、桜井駅跡周辺は古代より交通路が敷設され、駅が想定される重要な地点であった。

島本町域では、町東南部の桂川、木津川、宇治川の合流によって形成された沖積地や、北から迫る丘陵縁辺部に遺跡の多くが分布する（第1図）。おもな遺跡としては、本書で報告する弥生時代から近世までの複合遺跡である桜井駅跡のほか、旧石器時代の山崎西遺跡、弥生時代の桜井遺跡、古墳時代の越谷古墳群、源吾山古墳群、神内古墳群、奈良時代の鈴谷瓦窯、御所池瓦窯、旧石器時代から中世までの複合遺跡である広瀬遺跡、縄文時代から古墳時代にかけての越谷遺跡、弥生時代から近世までの複合遺跡である広瀬南遺跡や水無瀬莊跡などがあり、これらの遺跡間を繋うように西国街道が通っている。



第1図 調査位置と周辺の遺跡

## 第2章 既往の調査

桜井駅跡の発掘調査は、国史跡「桜井駅跡（楠木正成伝承地）」に南接して新たに開業されるJR島本駅と、阪急京都線水無瀬駅を連絡する一般府道桜井駅跡線ほかの自歩道整備工事に伴う発掘調査である。平成17年度の街路樹移設工事に伴って実施した試掘調査によって、国史跡以東への遺跡の広がりが確認されたことから、遺跡の範囲拡大として対応している。

現在すでに、平成17年度末から平成18年度にかけて、拡幅用地である道路北側部分の全面調査（一部を除く）と、平成18年度後半には新駅の駅前広場用地に東接して南北に走る主要地方道西京高槻線（西国街道）の歩道整備工事予定地の西側拡張部の調査を実施している。

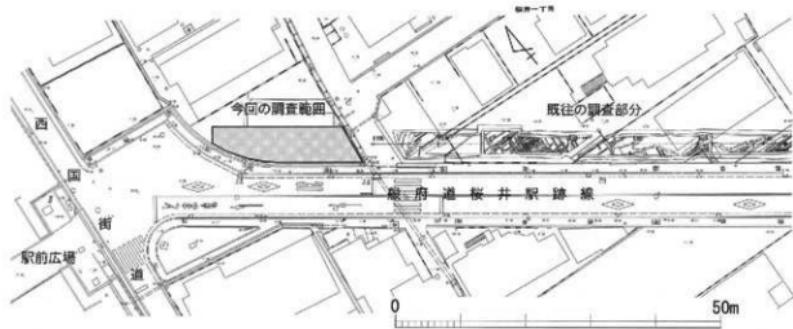
その結果、一般府道桜井駅跡線北側拡幅部分の東寄りでは、縄文土器包含層や弥生中期初めの溝、および中期後半の土坑、落ち込み、溝、庄内・布留式の土器を含んだ溝、5世紀後半から6世紀前半の溝や掘立柱建物が見つかるなど、従来不明確であった中世以前の様相がより具体的にわかるようになってきた。また、8世紀以降中・近世にかけて耕作層が連續と続くことが確認され、当地一帯が広く安定した生産地として利用されていたことがより明確になってきた。

なお、国史跡「桜井駅跡」南側の駅前広場部分は、島本町教育委員会が発掘調査を行っており、弥生時代前期・後期末の土器、古墳時代の土師器などのほか、鎌倉時代から室町時代の掘立柱建物、井戸などを配置する屋敷地跡や瓦器梶等の土器、陶磁器類などの遺物が見つかっている。「駅」や「駅家」に関連する遺構は確認されなかったものの、この調査により、国史跡「桜井駅跡」周辺が中世には有力者の屋敷地が存在する地帯であったことが判明したことは貴重な成果である。

### <参考文献>

島本町教育委員会2006「平成17年度都市計画道路桜井駅跡線（駅前広場）整備に伴う桜井駅跡遺跡発掘調査概要報告」島本町文化財調査報告書第9集

大阪府教育委員会2007「桜井駅跡発掘調査概要」



第2図 調査範囲

## 第3章 調査の成果

### 第1節 調査の経過

本調査は、平成17年度から全面調査を実施してきた一般府道桜井駅跡線白歩道整備工事の北側拡幅部分の一部であり、本工事にかかる最終調査部分にあたる（第2図）。平成18年度中には工事の進捗状況から調査開始可能時期が確定であったため、時期が確定すれば調査協議にはいることで本府都市整備部と調整済みであった。平成19年度にはいり、当該地の着工時期が具体化したことから、本府教育委員会は都市整備部と覚書を交換し、発掘調査に着手した。調査は、10月から11月にかけておこなった。調査面積は、約100m<sup>2</sup>である。

なお、本調査とともに、道路の南側において、電線共同溝整備工事に伴う発掘調査を今年度に実施した。それぞれ約6～10m<sup>2</sup>の発掘調査を、計9ヶ所で実施した。本体工事の進捗状況に応じた調査であり、平成19年4月から平成20年1月にかけて隨時おこなった。

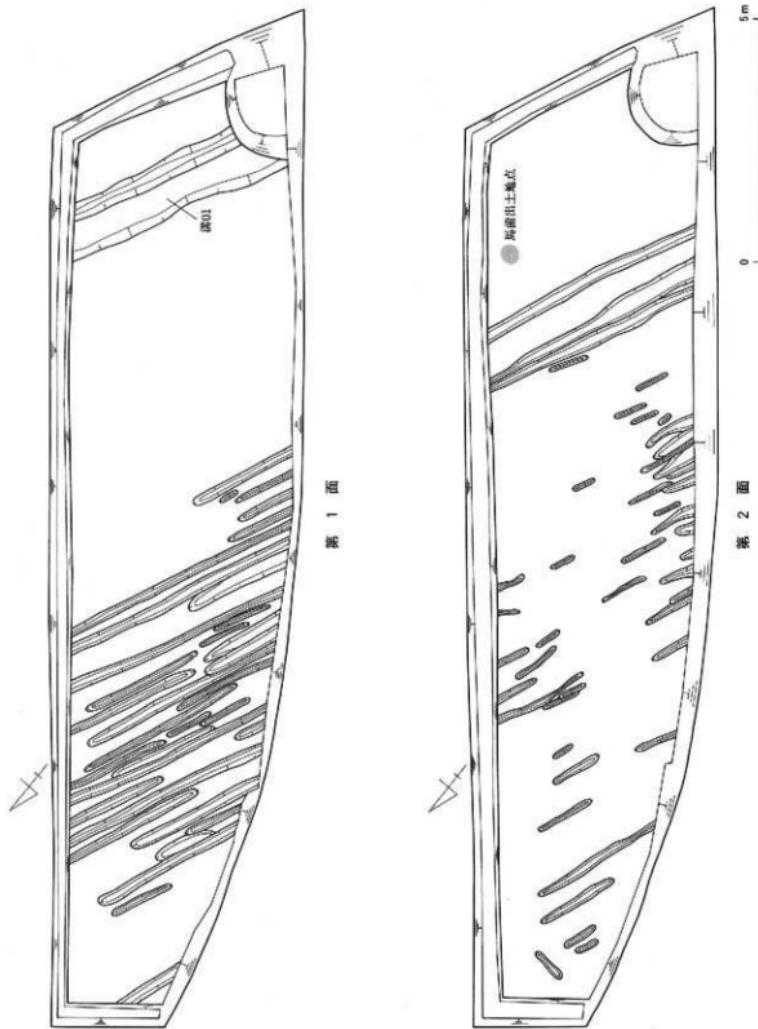
### 第2節 基本層序と時期

発掘調査により確認された基本層序と、各層に包含されていた遺物から得られた年代観は、以下のとおりである。

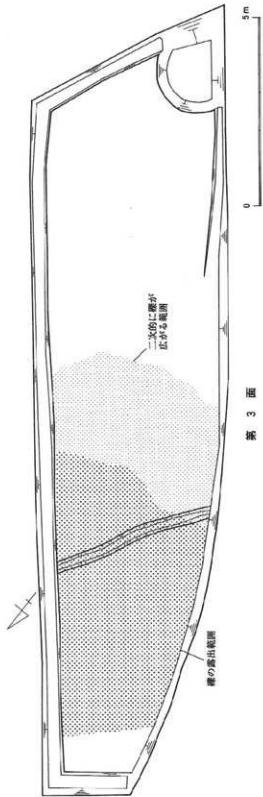
現地表面下には、約20～45cmの整地層（第1層）、その下に約10～30cmの旧耕作土層（第2層）が認められた。この旧耕作土層から下の第3層までが、基本的に鎌倉時代および室町時代（中世）に属する堆積層である。第3層の暗灰黄色砂質土は、約5～30cmの堆積である。基本的に中世に属するが、以下の中世に属する第4・5層とは明らかに土色が異なっている。本調査では中世の遺物しか確認できなかったが、近接地の調査所見などから近世にまたがる可能性もある。第4層のにぶい黄褐色砂質土は、削平によって部分的にしか認められないが、最大で約15cm、第5層のにぶい黄褐色砂質土は約10～20cmの堆積である。第4層は、水楽通寶の出土から中世でも後期の室町時代に入ることが確実である。第3～5層は、土壤観察により耕作土層と考えられる。第6層の明黄褐色粘質土は、約3～10cmの堆積で、平安時代末頃を含む中世前期に属する。その下層の第8層では砂礫層が広く認められた。ただし、第8層の礫層は、水平堆積ではなく、調査区西半部でのみ認められ、わずかにレンズ状に盛り上がった堆積となっている。その下層や周囲にも粗砂や小礫を含む層が厚く認められた。

第8層は、遺物が確認できなかったため、時期を特定できない。しかし、東側のわずかな傾斜面に堆積していた第7層が、ほぼ古墳時代における形成と限定できたことから、古墳時代以前の堆積とみて間違いないであろう。第8層およびその下層の砂礫層は、現在も当地周辺を流れる河川の氾濫によるものと思われることから、古墳時代以前の当地周辺は河川による影響を大きく受けていることが推測される。

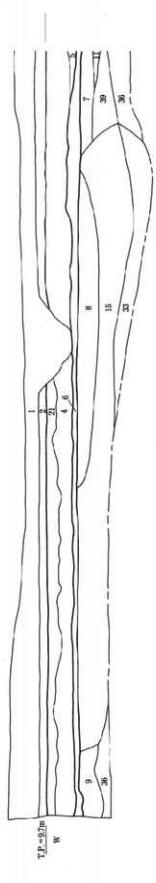
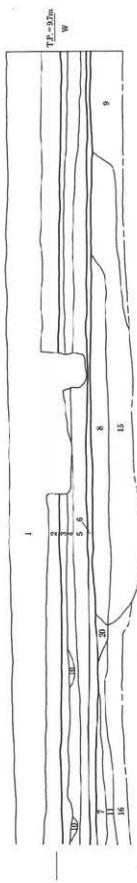
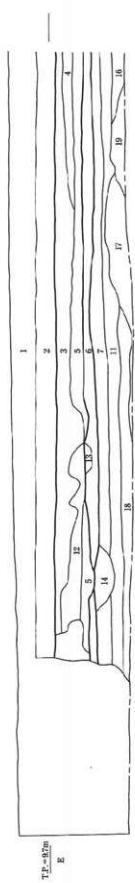
なお、第7層の知見のほか、本調査区東方の昨年度調査において弥生時代から古墳時代の遺



第3図 遺構平面図と調査区断面図



— 7 ~ 8 —



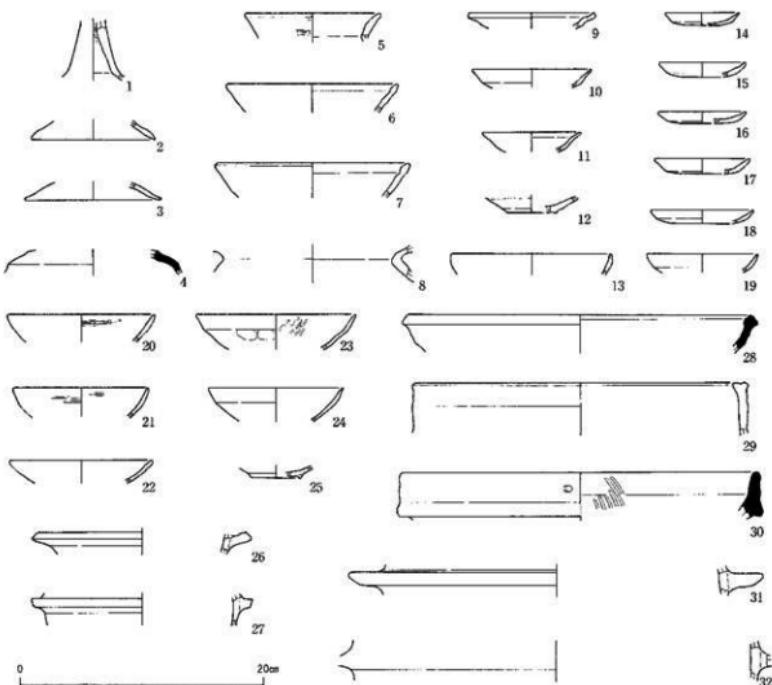
1. 鋼地盤上に土の吹き土上  
2. STY 4.1 空心管置土 (田舎土)  
3. STY 5.2 空心管置土 (田舎土)  
4. 10TR 5.4 二(6)に記載する範囲上 (マガシガシくらべ)  
5. 10TR 5.4 二(6)に記載する範囲上 (マガシガシくらべ)  
6. 10TR 6.8 野根管置土 (マダガカキ合む)  
7. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
8. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
9. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
10. 2ST 5.7 野根管置土 (マダガカキ合む)  
11. 10TR 5.3 野根管置土 (マダガカキ合む)  
12. 10TR 5.3 野根管置土 (マダガカキ合む)  
13. 10TR 5.3 野根管置土 (マダガカキ合む)  
14. 10TR 4.4 野根管置土 (マダガカキ合む)  
15. 10TR 4.4 野根管置土 (マダガカキ合む)  
16. 10TR 4.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
17. 10TR 4.4 野根管置土 (マダガカキ合む)  
18. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
19. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
20. 10TR 4.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
21. SG 5.1 野根管置土 (田舎土)  
22. 10TR 4.4 野根管置土 (田舎土)  
23. 10TR 5.2 野根管置土 (田舎土)  
24. 10TR 5.4 二(6)に記載する範囲上 (マガシガシくらべ)  
25. 10TR 5.4 二(6)に記載する範囲上 (マガシガシくらべ)  
26. 10TR 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
27. 10TR 5.3 二(6)に記載する範囲上 (マダガカキ合む)  
28. 10TR 5.3 二(6)に記載する範囲上 (マダガカキ合む)  
29. 10TR 5.6 野根管置土 (マダガカキ合む)  
30. 10TR 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
31. 10TR 5.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
32. 10TR 5.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
33. 10TR 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
34. 10TR 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
35. 10TR 5.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
36. 10TR 5.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
37. 10TR 5.2 野根管置土 (マダガカキ合む)  
38. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
39. 2ST 5.1 野根管置土 (マダガカキ合む)  
40. N.V. 野根管置土 (マダガカキ合む)

構・遺物が見つかっていることから、古墳時代以前の遺構は、この河川氾濫の影響が及ばなかつた周辺の微高地において今後さらに発見される可能性があろう。

### 第3節 遺構と遺物（第3図～第6図、写真図版1～6）

精査をおこなった第1面（第3層上面）では、ほぼ南北方向の鋤溝を多数検出した。また、調査区東端では、鋤溝と同じ南北方向の幅1.95m、深さ0.53mの溝01を検出した。なお、溝の両肩周辺では径10～15cm程度の杭跡が検出された。ベース土となる第3層は、中世あるいは近世にまたがる時期の形成と推測される。

第2面（第6層上面）では、第1面と同様、ほぼ南北方向の鋤溝を多数検出した。ここでは、調査区中央から西半の鋤溝埋土が灰褐色シルトに対し、東端に近いやや幅が広く残存状況の良好な鋤溝の埋土は黄灰色シルトであり、同一面で若干時期の異なる鋤溝を検出した可能性がある。出土遺物がなく断定はできない。しかし、溝の方向は同じである。また、調査区東北端近くの第6層内では、一頭分に近い量の馬歯がまとまって出土した（第3図第2面参照）。整地に際し、



第4図 出土遺物（1）

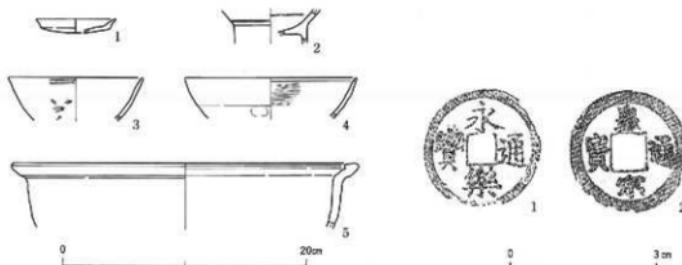
地鎮などの祭祀として置かれた可能性が考えられる。第6層は、包含遺物から平安時代末頃～中世の時期の形成と推測される。

なお、精査第1面と第2面の間には、大きく2回の時期に分けることのできる形成層が認められた。部分的にはさらに分層可能であり、すべて耕作土層と推察される。平安時代末頃から近世にいたるまでの間、当地が土地区画の方向を変えることなく、耕作地帯として整地、削平を繰り返しながら連続と利用され続けてきたことを示している。

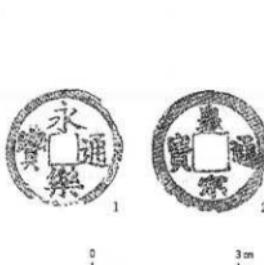
第3面は、第8層の黄灰色礫層をベースとする。古墳時代以降、平安時代末頃以前の時期に属する面である。上層から掘り込まれた鋤溝を1条検出したのみで、そのほか明確な遺構は見つかなかった。ここで注意されたのは、ベース土となる第8層の黄灰色礫層である。礫層自体は河川氾濫による自然堆積層と思われるが、この礫が東側の第8層傾斜面に堆積した第7層の古墳時代形成層上面にも広がっている。第8層の上層から耕作地利用が始まっていることから、開墾等による擾拌が原因で、礫が散らばった可能性がある。しかし、礫はかなり密で、面的に広がっている。調査区のわずか20mほど西側を、京と大坂を結び、中・近世以降現在も利用されている西国街道が走っていることを考慮すれば、第8層および第7層上面の礫の面的広がりは、道路状遺構の痕跡をとどめている可能性も残る。ただし、その場合、道路側溝となる遺構は見つかっていないため、削平度が強いと判断される。そのため、道路状遺構としても、路面強化をはかるための路盤整備の残存痕跡とみるのが妥当なところであろう。

出土遺物（第4図）は、第3層から第7層までの各包含層からの出土遺物である。16の土師皿は第3層、2の他、10の土師皿、28の東播系須恵器の鉢は第4層、3の高环脚部、12、13の陶磁器、15、17、19の土師皿、20～22の瓦器椀、26、31の土師質羽釜、27、32の瓦質羽釜、30は第5層、9、14、18の土師皿、11の瓦器皿、23～25の瓦器椀、29の瓦質鉢は第6層、1の高环脚部、4の須恵器环蓋、5～8の土師器甕は第7層からの出土である。

また、第4層からは永楽通寶の銅錢が出土している（第6図1）。永楽通寶の銅錢は、中国明代の1411年から作られた銭貨である。室町時代に日本に大量に輸入され、江戸時代初期（1608年）まで流通していたことがわかっている。



第5図 出土遺物（2）



第6図 出土遺物（3）

次に、電線共同溝整備工事に伴う調査について報告する。計9カ所の調査をおこなった（第7図、写真図版6・7）。調査所見については、平成17年度に実施した試掘調査の地点と近接する調査箇所が多いため、層序の認識および時期の比定についてはほぼ変更を要しない。そのため、重複を避け、詳述しない。平成18年度の概要報告を参照されたい。試掘地点から離れた地点の調査区について、報告する。

調査区のI・II・VII・IX区は、ともに疊層が浅い位置で確認された。これは、本調査報告で述べた疊の広がりと連続するものと認識できる。先に指摘した西国街道との関連性が問われる位置関係であり、今後、周辺の調査データが増えることを期待したい。

また、調査区II区では、南半部の旧耕土層が北側よりも一段下がることを確認した。しかし、より下層の中・近世の堆積層位に段差は生じておらず、南半部のみ旧耕作土の客土のために下層が削平されている。このことから、一般府道桜井駅跡線を境に南側の土地利用が変化するのは、近代以降であると思われる。

なお、写真図版6・7に付した調査面の数字は、本調査区で精査した調査面の数字と対応する。

出土土器は少ない（第5図）。1は土師皿、2・3は陶磁器の椀、4は瓦器椀、5は陶器である。4の瓦器椀は、上半部しか残存していないが、外反せず、ややとがり気味の口縁部で、端部の内側にはヘラ状工具による沈線が施されており、樟葉型である。

また、調査区I区の耕作土層と思われる遺物包含層から、皇宋通寶（第6図2）が出土している。皇宋通寶は、中国北宋の1039年から作られ始め、室町時代中ごろに明錢が流入してくるまで、広く流通した銭貨である。この皇宋通寶や本調査区の永樂通寶の出土は、当地周辺の耕作地利用が少なくとも平安時代末ごろには開始されており、中世段階には定着していたことの傍証となろう。



第7図 電線共同溝整備工事に伴う調査地点

## 第4章 総 括

今回の調査地は、国史跡「桜井駅跡（楠木正成伝承地）」の隣接地であり、西国街道の東側にあたる。桜井駅跡は、平成17年度から発掘調査をおこなっており、今回の調査でも、当地一帯が平安時代末ごろから中・近世に耕作地として利用されていたことが明確となった。

ただし、昨年度までの調査では東西方向の鶴溝がほとんどであったのに対して、西に接する今回の調査で検出したのは、ほぼ南北方向の鶴溝ばかりであった。両調査間で、堆積状況および土層に大きな変化は認められないため、耕作方向が今回の調査区周辺と昨年度の調査区では異なっていたことが明らかとなった。また、下層では古墳時代の土器包含層が確認された。これは当調査区東方の昨年度調査でも認められており、古墳時代およびそれ以前の時期の遺構が周辺に広く存在する可能性もより高くなったといえる。

一方、前回までの調査と異なった様相も認められた。それは、他の調査地点よりも高い位置で、礫層および礫を含む粘質土層が確認されたことである。礫層は基本的に自然堆積層と考えられるが、わずかにレンズ状に堆積した礫層の傾斜面に堆積する粘質土上面にも多量の礫が含まれ、礫が面的なひろがりを見せることから、礫層最上面で礫が二次的に用いられた痕跡を示している可能性がある。

こうした痕跡が示す遺構の可能性として、道路状遺構が考えられる。この推測は、発見地点の位置からみてもその可能性がある。当地は、西に約20m離れたところを西京高槻線が南北方向に走っている。この道路の前身は、近世の西国街道であり、遡れば古代山陽道にあたることも指摘されている。礫の広がりは、この西国街道とほぼ並行して、南北にのびるように観察できる。

西隣の高槻市域で見つかっている古代山陽道の道路状遺構についてみてみると、現西国街道の近くをほぼ併行しており、路面はこぶし大の礫と粘土で突き固めている。また、路面幅は律令期の衰退に伴って9世紀に約10~12mから約5~6mへと変化している。これに対し、当遺跡の礫の広がる範囲は東西幅約10mであり、古代山陽道の古い時期の道路幅に近い数字を示す。ただし、当調査区における径5~10cmの礫の密集した状態は、礫と粘土を混ぜて突き固めた山陽道の道路痕跡と比較してみれば、路面と解釈するには様相が異なっている。他の道路状遺構の例も合わせて考えれば、路面を強化するための路盤の痕跡の可能性が残るのではないかと思われる。

先述したように、主要な礫部分は自然堆積と観察されることや、平地での道路状遺構であればほとんどの場合に伴う鶴溝が認められなかったことから、明確には道路状遺構と考え難い。また、礫面の上層は耕作土層であることから、耕作時に下層の礫が攪拌されたことも考慮しなくてはならないが、平安時代以降整地や削平を繰り返しながら耕作地として利用されていることから、道路状遺構としての損壊度も高いと推測される。さらに、中世以後の耕作方向が今回の調査区でのみ異なる状況は、道路部分の跡地利用ゆえに起きた現象と捉えることもできる。よって、ここでは道路状痕跡の可能性を指摘し、今後の周辺の調査成果に委ねておきたい。

# 写 真 図 版



工事が進む一般府道桜井駅跡線と調査区（北西から）



第1面（北西から）



第2面（北西から）



第1面溝 01（北から）



第3面（北西から）



第3面近景



第3面（南東から）



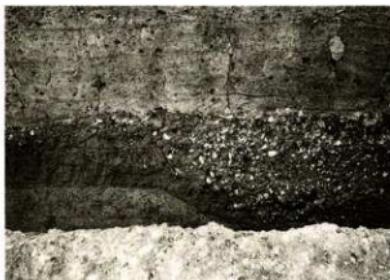
上・下とも 第3面と南壁断面



北壁西半断面



南壁西半断面



南壁断面（裸層東部）



北壁西半断面



南壁中央断面



北壁東端断ち割り



I区 第2面鑿溝検出状況



I区 南壁断面（下面是第3面）



II区 第1面残存状況



II区 東壁断面



IV区 第1面残存状況



V区



VII区



VII区



VIII区 南壁断面



IX区 東壁断面



工事が進む本調査区（奥は国史跡「桜井駅跡」）

## 報 告 書 抄 錄

大阪府埋蔵文化財調査報告2007-10

## 桜井駅跡

一般府道桜井駅跡線自歩道整備工事に伴う発掘調査

発行日 平成20(2008)年3月31日

発行 大阪府教育委員会  
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目  
TEL 06-6941-0351(代)

印刷 株式会社 中島弘文堂印刷所  
〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号  
TEL 06-6976-8761(代)

